

発議案第20号

市庁舎整備に関する調査特別委員会の設置について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月27日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	成田忠志
賛成者	八千代市議会議員	木下映実
	同	山口勇
	同	小澤宏司
	同	堀口明子
	同	原弘志

## 提案理由

現在、本市の本庁舎については、旧館及び新館の耐震性が不足しているほか、建物の狭あい化や設備の老朽化、また、庁舎の分散などを理由に、庁舎整備が喫緊の課題となっている。

庁舎整備についての経過として、平成28年度に設置された庁舎整備手法等専門会議においては、建物の改修や不足する面積の新築、またこれらの組み合わせなどについて、様々な検討が行われ、同専門会議からの意見をもとに、最終的に4つの庁舎整備計画案が取りまとめられた。

その後、八千代市庁舎整備検討委員会などにおいて、各案の概算事業費や現庁舎の抱える課題への対応方法などが比較され、整備方針の検討を行った結果、旧館及び新館の建替えを前提とした整備計画案に絞り、庁舎整備基本計画の策定を進めるべきとの方針が決定された状況である。

この庁舎整備基本計画については、平成30年度中に策定する予定となっていることから、議会としても新庁舎の機能や設備、議会機能について早急に意見をまとめ、提言する必要があるため、特別委員会を設置する。

これが本案を提出する理由である。

## 市庁舎整備に関する調査特別委員会の設置

八千代市議会に市庁舎整備に関する調査特別委員会を下記のとおり設置する。

### 記

- 1 名 称 市庁舎整備に関する調査特別委員会
- 2 根拠条項 八千代市議会委員会条例第6条
- 3 目 的 市庁舎整備について調査・研究し、市庁舎整備基本計画策定への提言を行う。
- 4 委員構成 10人（2人以上の会派から2人に対し1人の割合で委員を選出し、会派に属さない議員の中から代表として2人を委員として選出することができる。）
- 5 調査期間 本委員会は、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議決の日から調査終了までとする。

平成30年6月27日

八千代市議会